

## 重要事項説明書・契約書

指定通所介護事業所（通所介護および第1号通所事業）

社会福祉法人 桜寿会

特別養護老人ホーム さくらの杜

### 1. 事業所の目的及び運営方針

要支援者及び要介護状態の方に対し適切な通所介護及び第1号通所事業を提供することにより「要支援者」「要介護者」「総合事業対象者」（通所型サービス相当）の健康保持、機能回復改善を目的に目標を設定し計画的にサービスを提供します。

また、宇都宮市及び関係市町村、関係機関と連携を図り総合的なサービスの提供に努めます。

### 2. 事業所の概要

事業者名 特別養護老人ホーム さくらの杜  
所在地 栃木県宇都宮市逆面町261-1  
電話 028-672-0013

	通所介護及び第1号通所事業
管理 者	施設長 高橋 佑典
営業 日	月～土 9:30～16:35 (12/29～1/3を除く)
受付 時間	月～金 8:30～17:30
定 員	35名
サービス実施地域	宇都宮市(河内地区・上河内地区・横山町・横山1丁目・横山2丁目・横山3丁目・岩本町・川俣町・海道町・関堀町・豊郷台1丁目・豊郷台2丁目・豊郷台3丁目・瓦谷町)
問い合わせ	通所介護生活相談員 (028-672-0013)

(1) 設 備

通所介護及び第1号通所事業	
休養室	1室
浴室 (一般・特浴)	1室
送迎車輌	有

(2) 職員構成

通所介護及び第1号通所事業	
管 理 者	1名
生活相談員	1名以上
介護職員	5名以上
看護職員	1名以上
機能訓練指導員	1名(兼務)

3. サービス内容(通所介護・第1号通所事業)

- ・食 事 管理栄養士の献立により身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。  
昼食 12:00~
- ・入 浴 ケアプランに応じて一般・特殊浴槽による入浴を提供します。
- ・機 能 訓 練 機能の維持向上や残存能力の活用を目的とした訓練を行います。
- ・生 活 相 談 利用者様及びご家族様からの相談を支援助言します。
- ・健 康 管 理 利用者様の健康状態の把握をします。
- ・送 迎 送迎車により自宅まで送迎いたします。  
(サービス実施地域に限る)  
朝の迎え時間 8時30分~ 夕の送り時間 16時35分~
- ・レクリエーション 機能訓練を兼ねたレクリエーションを行います。

4. 利用料金

要介護度別の利用料自己負担額及び日常生活に要する費用で、利用者様に負担していく  
ただく事が適当であるものにかかる諸費用実費料は利用料金表別紙に記載された額と  
します。

## 5. サービス利用方法

- ・ お電話でお問い合わせ下さい。
- ・ 介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談下さい。

## 6. 利用日変更・中止・追加

利用予定日の前に、ご利用者様の都合によりサービスの利用を中止又は変更することができます。この場合、当日 8：15までに事業所に連絡して下さい。尚、連絡のない場合、取り消しとして、料金表別紙のキャンセル料金をお支払していただく場合があります。

また、新たなサービスの利用を追加することもできます。この場合、担当介護支援専門員（ケアマネージャー）にご相談下さい。

## 7. サービス利用に関する留意事項

### (1) 持ち込みの制限

利用にあたり、施設より必要品についてはご連絡いたします。  
＊飲食物の持ち込みは、固くお断りします。（食中毒・誤嚥等の防止にご協力下さい）

### (2) 施設使用上の注意

- ・ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- ・ 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにも関わらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により現状に復していただくか、又相当の代価をお支払いただく場合があります。
- ・ 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

### (3) 喫煙

事業所内の喫煙スペースでお願いいたします。

## 8. 介護保険給付対象外サービス

ご契約者との合意の基に介護保険給付の支給限度を超えるサービス（通所介護）を受けた場合の利用料金は全額（10割）負担となります。

## 9. 利用料金の変更

サービスの利用料金について介護給付費体系に変更があった場合、事業所は当該サービスの利用料金を変更できるものとします。尚、変更に当たり1ヶ月前までに説明した上で利用料金の変更を行うこととします。又、変更に関し同意できない場合は、この契約を解約することができます。

## 10, 利用料金の支払方法

料金及び費用は1ヶ月ごとに清算し、請求させていただきます。翌月25日までに下記のいずれかの方法でお支払下さい。

- ア・郵便局ご本人（ご家族）口座から自動引落し
- イ・足利銀行ご本人（ご家族）口座から自動引落し
- ウ・さくらの杜事務局への直接現金支払

## 11, 緊急時の対応方法

サービス提供中に様態の変化などがあった場合は、事前打ち合わせにより、主治医・消防署・ご家族・介護支援専門員等に連絡いたします。

## 12, 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置し、毎年定期的に非常救出訓練、その他必要な訓練を実施することとします。

## 13, 守秘義務

- ・ 事業所及び職員は、当該サービス提供上で知り得たご利用者及びご家族に関する事項を正当な事由なく第三者に漏洩いたしません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。
- ・ 事業所はご利用者に医療上、緊急の必要性がある場合、ご利用者に関する情報を医療機関に提供できるものとする。
- ・ 各関係機関と連携を図る上で正当な理由により情報を用いることができるものとする。

## 14, 損害賠償責任

事業所はこの契約に基づくサービス提供に伴う、自己の責に帰すべき事由によりご契約者に生じた損害について賠償責任を負います。尚、守秘義務に反した場合も同様とします。但し、ご契約者に故意又は過失が認められる場合は、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して、相当と認められる限り損害賠償を減じることができるものとします。

## 1 5 , 損害賠償がなされない場合

事業所はこの契約に基づくサービス提供に伴う、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下に該当する場合には事業所の損害賠償責任を免れます。

- ・ご契約者が契約締結時に、心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ・ご契約者がサービスの実施にあたって、必要な事項に関する徵収、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合。
- ・ご契約者に急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が生じた場合。
- ・ご契約者が、事業所もしくは、従業者又は職員の指示、依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合。

## 1 6 , 契約解除

- ・自動終了

1 . 要介護認定区分が非該当と認定された場合

2 . ご契約者が死亡した場合

- ・事業所からの解除

1 . 本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合（故意に病歴等告知しなかった等）

2 . 利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、再三の催告にも関わらず支払われない場合

## 1 7 , 苦情処理

事業所はその提供したサービスに関するご利用者からの苦情に対して、苦情受付を設置して適切に対応するものとします。

### ( 1 ) 事業所における苦情の受付

苦情解決責任者	施設長	高橋 佑典
苦情窓口	通所介護	生活相談員
電話	028-672-0013	
受付時間	月～金	9:00～17:00
( 2 ) 第三者委員	橋本 保信	0289-62-0144
	福田 勇	028-672-5329

また、苦情受付ボックスを事業所受付に設置しています。

(3) 行政機関その他苦情受付機関

宇都宮市 保健福祉部 高齢福祉課 介護保険相談	所在地 電話番号 受付時間	宇都宮市旭1丁目1-5 028-632-8989 月～金 8:15～19:00 祝日・年末年始は除く
国民健康保険連合会	所在地 電話番号 受付時間	宇都宮市本町12-11 028-643-2220 月～金 9:00～17:00 祝日・年末年始は除く
栃木県 運営適正化委員会	所在地 電話番号 受付時間	宇都宮市若草1-10-6 とちぎ福祉プラザ内 028-622-2941 月～金 9:00～16:00 祝日・年末年始は除く

18. 第三者による評価の実施状況

さくらの杜は第三者による評価を行った場合は詳細を開示するものとする。

(1) 実施状況 ① あり ② なし

(2) 上記でありだった場合

直近の実施日 \_\_\_\_\_

評価機関名称 \_\_\_\_\_

結果の開示 ① あり ② なし

19. 協議事項

この説明書（契約書）に定められていない事項については、介護保険法、その他諸法令の定めるところに従い、ご利用者と誠意をもって協議するものとします。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から適用とする。

平成15年 9月 1日	一部改正	平成16年 4月 1日	一部改正
平成17年 10月 1日	一部改正	平成18年 4月 1日	一部改正
平成19年 3月 31日	一部改正	平成23年 11月 1日	一部改正
平成26年 10月 1日	一部改正	平成27年 2月 1日	一部改定
平成28年 6月 1日	一部改正	平成28年 8月 8日	一部改正
平成29年 9月 1日	一部改正	平成30年 4月 1日	一部改正
令和 元年 5月 1日	一部改正	令和 元年 7月 1日	一部改正
令和 元年 10月 1日	一部改正	令和 2年 4月 1日	一部改正
令和 2年 6月 1日	一部改正	令和 3年 4月 1日	一部改正
令和 4年 4月 1日	一部改正	令和 5年 7月 6日	一部改正
令和 7年 10月 1日	一部改正		